

産 業

起業家支援講座参加者募集

仕事を創り出したいがどうしたらいいのだろうか？自分の生き方を見直してみたいがどうしたら・・・？など働くことの可能性を求めて、生きることへのチャレンジの仕方やチャンスの活かし方などを学ぶ講座です。

「仕事＝労働の義務」ではなく、働くことがいきがいや希望に変わり、地域を豊かにするなど社会の問題解決につながる事例などを取り上げます。

●日 時 平成24年1月14日(土)
午後1時30分～3時30分

●場 所

市総合文化会館 第2会議室

●テーマ

ライフ・プロデューサーは、あなた自身！「したいことをカタチにする力」を磨いて、起業への道へ

●講師 奥谷 京子氏



WWB/ジャパン(女性のため)
の世界銀行日本支部代表

《講師プロフィール》

大学では人事・組織設計を専攻。課外活動でボランティアをやりた

い学生と企業・福祉施設などのマッチングを行い、その経験を活かして、女性起業家を支援するWWB/ジャパンに入社。2005年7月より代表に就任。産業能率大学非常勤講師を兼任。現在、東京・恵比寿にある直営のカフェでも時折腕を振るい、自ら実践しながら創業についてのアドバイスを全国各地で行っている。

●ゲスト 澤野 典子氏

《ゲストプロフィール》

(株)サクネス代表。那須町に在住。地元の農家の方々とオリジナル商品の開発に取り組み、そのプロジェクトは栃木県の「食と農の新プロジェクト形成支援事業」として取り上げられている。

●定 員 50名

●申込方法 12月12日(月)～平成24年1月4日(水)に任意の書式に住所、氏名、電話番号を明記し、FAX、Eメールまたは電話で申し込み。定員になり次第締め切り。

●申し込み・問い合わせ

政策推進課市民協働係

TEL (23) 1389

FAX (23) 8748

seisakusuishin@city.ohatawara.tochigi.jp



平成23年度 後期消防設備士試験

●試験の種類

甲種(特類、第1類～第5類)

乙種(第1類～第7類)
試験日
平成24年2月12日(日)

●試験場所

栃木県立宇都宮工業高等学校(宇都宮市雀宮町52)

●試験手数料

甲種5000円、乙種3400円

●申請方法および期間

①書面申請(願書の提出による申請)

(財)消防試験研究センター栃木県支部に直接持参または郵送で提出。

(申請締切日の消印有効)

申請期間は12月5日(月)～16日(金)

※土・日曜日を除く。

②電子申請(財)消防試験研究センターのホームページから申請

申請期間は12月2日(金)～13日(火)

<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

●受験願書の入手方法

受験案内・受験願書は、(財)消防試験研究センター栃木県支部または大田原地区広域消防組合消防本部予防課に常置してあります。

●申し込み・問い合わせ

(財)消防試験研究センター栃木県支部

〒320-0032

宇都宮市昭和1-2-16

栃木県自治会館1階

TEL 028(624)1022

大田原地区広域消防組合消防本部

予防課

TEL (22) 3016

《問い合わせのみ》

大田原地区広域消防組合消防本部

予防課

TEL (22) 3016

●問い合わせ

固定資産税の対象になる家屋は、屋根、外壁、土地の定着性(基礎など)と用途性で決まります。面積で決まるものではありません。詳細については、左記までお問い合わせください。



●問い合わせ
税務課資産税係
TEL (23) 8726

税

家屋の取り壊しや新築・増築などをした場合は連絡を

固定資産税、都市計画税は1月1日現在の土地や家屋の所有者に課税される税金です。平成23年中に既に壊した家屋がある場合には、平成24年度から課税にならないようにするために市税務課までご連絡ください。また、平成23年中に解体が終了する場合にもご連絡ください。

平成23年中に壊した家屋を平成24年になってから届け出る場合には、「家屋滅失申請書」(解体を頼んだ業者の証明が必要)を提出していただくようになります。

新築した、増築した、物置を建てた、壁で覆ったなどの場合も新たに固定資産税、都市計画税が課税になる場合がありますのでご連絡ください。

※固定資産税の対象になる家屋は、屋根、外壁、土地の定着性(基礎など)と用途性で決まります。面積で決まるものではありません。詳細については、左記までお問い合わせください。